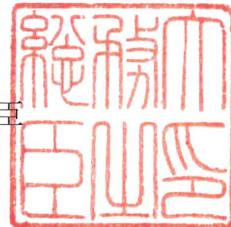


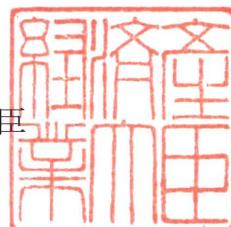
総 統 経 第 24 号  
20200226 統第 1 号  
令和 2 年 3 月 25 日

各 位

総 務 大 臣



経 済 産 業 大 臣



### 2020 年工業統計調査の実施における広報依頼について

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、総務省・経済産業省では、2020 年工業統計調査を 2020 年 6 月 1 日現在で実施いたします。

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく報告義務のある調査（基幹統計調査）として我が国製造業の実態を明らかにすることを目的に実施しており、

「製造業の国勢調査」とも言われております。この調査結果は、総務省・経済産業省はもとより、政府、都道府県及び市区町村の実施する各種行政施策の基礎資料として使われるほか、企業、大学などの研究資料、小・中・高等学校などの教材など、広く利用されております。

本調査を円滑に実施するためには、調査対象企業・事業所の方々に調査の趣旨を御理解いただき、調査に御回答いただくことが必要不可欠です。

つきましては、貴団体に属する各企業及び各事業所に対して、調査への御理解をいただきますようお願い申し上げますとともに、調査実施前に、別紙の文案を参考として、貴団体の機関紙（誌）、刊行物への掲載及び会議等におきましても工業統計調査の周知をしていただきたくお願い申し上げます。

なお、経済構造実態調査（基幹統計調査）を同時実施いたします。

経済構造実態調査の詳しい内容は、ウェブサイトを御覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

(問い合わせ先)

工業統計調査実施事務局

電話番号：0120-029-390（無料）

03-6631-6660（有料）

別紙（その1）

製造事業所の皆様へ

総務省・経済産業省

総務省・経済産業省では、工業統計調査を2020年6月1日現在で実施します。本調査は、製造業を営む事業所を対象に、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

本調査は、国の重要な統計調査であり、調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、大学や民間の研究機関等においても広く利用されています。

調査をお願いする製造事業所には、本年5月から6月にかけて、調査票を統計調査員が持つてお伺いするか、または国から直接郵送でお届けいたしますので、お忙しい時期とは存じますが、調査にご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

なお、皆様からご提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は保護されますので、正確なご記入をお願いします。



※ ポスターの電子媒体（JPEG）・バナー等が必要な場合は、下記のURLからダウンロードが可能です。

URL : <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/2020kougyo/kouhou.html>

別紙（その2）

広報用文書

①ヨコ書き



政府統計

## 2020年工業統計調査を実施します



工業統計キャラクター・コウちゃん

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計調査です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

②タテ書き



政府統計

総務省  
都道府県  
・経済  
市  
産  
町  
業  
村  
省



工業統計キャラクター・コウちゃん

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

## 工業統計調査を実施します

○ 工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に2020年6月1日時点で実施します。

○ 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○ 調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

○ 調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。

○ 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。